

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和8年6月11日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第30号 墨田区教育委員会服務監察規程の一部改正について

第2 議案第31号 墨田区立学校の保有する個人情報等の管理に関する規程の一部改正について

報告事項

第1 墨田区議会正副議長の就任について(資料1)

第2 墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿、墨田区議会特別委員会委員名簿について(資料2)

第3 墨田区監査委員の就任について(資料3)

第4 令和7年度定期監査(第2回)等の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について(資料4)

議案第30号

墨田区教育委員会服務監察規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年6月11日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、標記訓令の規定における引用条項に移動が生ずることに伴い、所定の規定整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会訓令第5号

教育委員会事務局
区立小学校
区立中学校
区立幼稚園
事業所

墨田区教育委員会服務監察規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第12号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年6月11日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（服務監察事項） 第4条 服務監察は、次に掲げる事項について行う。 （1）～（4） 〔略〕 （5） 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の9の規定に基づく職員の賠償責任の調査に関する事 （6） 〔略〕	〔同左〕 第4条 服務監察は、次に掲げる事項について行う。 （1）～（4） 〔略〕 （5） 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の8の規定に基づく職員の賠償責任の調査に関する事 （6） 〔略〕

付 則

この訓令は、令和8年9月24日から適用する。

議案第31号

墨田区立学校の保有する個人情報等の管理に関する規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年6月11日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律におけるサイバーセキュリティ基本法の一部改正により、標記訓令の規定における引用条項に移動が生ずることに伴い、所要の規定整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会訓令第6号

教育委員会事務局
区立小学校
区立中学校
区立幼稚園
事業所

墨田区立学校の保有する個人情報等の管理に関する規程（令和5年墨田区教育委員会訓令第2号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年6月11日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（サイバーセキュリティに関する対策の基準等） 第40条 保有個人情報等を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）<u>第25条第1項第2号</u>に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保するものとする。	〔同左〕 第40条 保有個人情報等を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）<u>第26条第1項第2号</u>に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保するものとする。

付 則

この訓令は、令和8年10月1日から適用する。

8 墨 議 第 4 8 8 号

令和 8 年 5 月 2 9 日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 様

墨田区議会事務局長
福 谷 光 広
(公印省略)

墨田区議会正副議長の就任について（通知）

令和 8 年 5 月 2 9 日開会の令和 8 年度墨田区議会定例会招集議会において、
下記のとおり正副議長が就任しましたので、お知らせいたします。

記

職 名	氏 名	住 所	電話番号	所属会派
議長	さかい 坂井 ユカコ	墨田区東駒形 2-2-4	03-3622-7063	自民党
副議長	たかはし 高橋 まさとし 正利	墨田区立花 4-8-10-204	070-4006-4310	公明党

※自民党＝墨田区議会自由民主党・無所属

※公明党＝墨田区議会公明党

(令和8年5月29日現在)

企画総務 委員会 (8人)	◎佐藤 篤 (自民党)
	○あべ よしたけ (自民党)
	甲斐 まりこ (墨未来)
	しみず 良平 (墨維新)
	たかはしのりこ (公明党)
	村本 ひろや (共産党)
	福田 はるみ (自民党)
	欠 員
区民福祉 委員会 (8人)	◎とも 宣子 (公明党)
	○加藤 ひろき (自民党)
	船橋 けんご (墨維新)
	稲葉 かずひろ (自民党)
	中村 あきひろ (立憲墨)
	あべ きみこ (墨未来)
	加納 進 (公明党)
	としま 剛 (共産党)
地域産業都市 委員会 (8人)	◎堀 よしあき (自民党)
	○おまた 雄一 (公明党)
	坂井 ユカコ (自民党)
	はねだ 福代 (公明党)
	しもむら 緑 (自民党)
	桜井 浩之 (無所属)
	井上 ノエミ (新すみ)
	欠 員
子ども文教 委員会 (8人)	◎おおこし 勝広 (公明党)
	○井上 裕幾 (自民党)
	小林 しょう (自民党)
	大門 しろう (自民党)
	遠藤 ミホ (立憲墨)
	たきざわ 正宜 (自民す)
	山下 ひろみ (共産党)
	高橋 正利 (公明党)
議会運営 委員会 (9人)	◎福田 はるみ (自民党)
	○稲葉 かずひろ (自民党)
	小林 しょう (自民党)
	たかはしのりこ (公明党)
	村本 ひろや (共産党)
	とも 宣子 (公明党)
	欠 員
	欠 員
	欠 員

(備考)

◎委員長

○副委員長

(自民党) 墨田区議会自由民主党・無所属

(公明党) 墨田区議会公明党

(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団

(墨未来) すみだ未来フォーラム (都ファ)

(立憲墨) 立憲民主党墨田区議団

(墨維新) 墨田区議会日本維新の会

(新すみ) 新しいすみだ

(無所属) 無所属すみだ

(自民す) 自由民主党すみだの会

墨田区議会特別委員会委員名簿

(令和8年5月29日現在)

議会改革 特別委員会 (10人)	◎加 納 進 (公明党)
	○小 林 しょう (自民党)
	井 上 裕 幾 (自民党)
	おまた 雄 一 (公明党)
	遠 藤 ミ ホ (立憲墨)
	しみず 良 平 (墨維新)
	坂 井 ユカコ (自民党)
	たきざわ 正 宜 (自民す)
	村 本 ひろや (共産党)
	佐 藤 篤 (自民党)
墨田区基本計画調査 特別委員会 (13人)	◎と も 宣 子 (公明党)
	○あ べ よしたけ (自民党)
	加 藤 ひろき (自民党)
	おまた 雄 一 (公明党)
	甲 斐 まりこ (墨未来)
	しみず 良 平 (墨維新)
	坂 井 ユカコ (自民党)
	たきざわ 正 宜 (自民す)
	中 村 あきひろ (立憲墨)
	加 納 進 (公明党)
	桜 井 浩 之 (無所属)
	井 上 ノエミ (新すみ)
	としま 剛 (共産党)
災害対策 特別委員会 (10人)	◎しもむら 緑 (自民党)
	○あ べ きみこ (墨未来)
	船 橋 けんご (墨維新)
	稲 葉 かずひろ (自民党)
	加 藤 ひろき (自民党)
	福 田 はるみ (自民党)
	と も 宣 子 (公明党)
	高 橋 正 利 (公明党)
	桜 井 浩 之 (無所属)
	としま 剛 (共産党)
学校プールの在り方 調査特別委員会 (10人)	◎たかはしのりこ (公明党)
	○大 門 しろう (自民党)
	あ べ よしたけ (自民党)
	甲 斐 まりこ (墨未来)
	堀 よしあき (自民党)
	はねだ 福 代 (公明党)
	中 村 あきひろ (立憲墨)
	山 下 ひろみ (共産党)
	おおこし 勝 広 (公明党)
	井 上 ノエミ (新すみ)

(備考)

◎委員長

○副委員長

(自民党) 墨田区議会自由民主党・無所属

(公明党) 墨田区議会公明党

(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団

(墨未来) すみだ未来フォーラム(都ファ)

(立憲墨) 立憲民主党墨田区議団

(墨維新) 墨田区議会日本維新の会

(新すみ) 新しいすみだ

(無所属) 無所属すみだ

(自民す) 自由民主党すみだの会

8 墨総職第 5 6 7 号
令和 8 年 6 月 3 日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者

様

総務部長 郡司 剛英
(公印省略)

墨田区監査委員の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたので、お知らせします。

記

- 1 就任者（令和 8 年 5 月 2 9 日付）
はねだ 福代（区議会議員選出）

※なお、おおこし 勝広 前委員は、令和 8 年 5 月 2 8 日をもって退任しました。



8 墨監第 1 7 6 号
令和 8 年 5 月 2 2 日

墨田区教育委員会教育長
加 藤 裕 之 様

墨田区監査委員 岩 佐 一 郎
同 小 暮 和 敏
同 堀 内 芳 訓
同 おおこし 勝 広



令和 7 年度定期監査（第 2 回）等の結果に基づき区長等が講じた措置の
公表について（通知）

このことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、下記のとおり
措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法
墨田区告示式による。
- 2 公表日
令和 8 年 5 月 2 2 日
- 3 公表文
別紙のとおり



墨田区監査委員公告第 1 号

令和 7 年度定期監査（第 2 回）等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 8 年 5 月 22 日

墨田区監査委員	岩 佐 一 郎
同	小 暮 和 敏
同	堀 内 芳 訓
同	おおこし 勝広

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
第1 定期監査（第2回） 7 監査結果 （1） 指摘事項 ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあつた。 （ア） 事案の決定手続が確認できないもの a 物件の調達、委託等に係る起案文書がないものがあつた。（庶務課） （イ） 事案の決定手続に誤りがあるもの a 助成金等の金額の算定を誤って、支出しているものがあつた。（指導室）	第1 定期監査（第2回） 7 監査結果 （1） 指摘事項 ア（ア） a （庶務課） 当該の事案については、起案及び決定を行った。 起案者には改めて契約手続きの流れやマニュアルを確認するよう指導するとともに、承認者が年度当初に予算照会書と突合するなど複数人で確認を行うこととする。 ア（イ） a （指導室） 該当の支出（謝礼金）については、従事者に対して返還処理を行ったとともに、源泉徴収分については、歳計外収入科目から歳出科目へ振替処理を行った。

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
f 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(学務課、指導室、すみだ教育研究所、地域教育支援課)	ア(イ) f 決定権者に誤りがある文書について、正しい決定権者により追認した。

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
第1 定期監査（第2回） 8 監査委員意見 （1）事務の適正な執行について 前年度に指摘した特殊勤務手当の不適正な支給の事案がなかったことは改善点であり、評価できるが、今回も、多くの課で事案の決定手続が存在しない、あるいは決定権者による決定が適正になされないまま事務が執行されるという墨田区事案決定規程に違反する事例が発生した。また、このほかにも助成金交付額等の算定誤りなど、内部統制の観点から改善を要する事項が認められた。 事務事業の執行に当たって、事案の決定手続の不存在や誤りは、組織の意思決定に瑕疵があることを意味しており、当該事務事業の公務としての信頼性が損なわれる。また、助成金の交付事務等の誤りは、区政に対する信頼を失いかねない点で、深刻に受け止めるべき事項である。 特に事案決定手続の誤りについては、この間、区長部局等において事案決定規程の一部見直しや個別の組織に対する注意喚起等の取組がなされてきたが、結果として今回も同じ指摘を繰り返すこととなった。 改善の結果を出すためには、起案者となる職員の意識づけやスキル向上はもちろん、回議の過程にいる係長、文書取扱主任、課長等のそれぞれのチェック機能や指導力の	第1 定期監査（第2回） 8 監査委員意見 （1）事務の適正な執行について 指摘事項（事案の決定手続の不存在、決定権者の誤り及び助成金交付額の算定誤り）を受けて、今後の適正な事務の執行のため、改めて根拠規定の確認の周知徹底を行うことにより、起案者である各職員への意識づけと正しい理解を促し、個々のレベルアップを図る。また、回議過程においては、承認者及び決定権者についても適宜、根拠規定の確認を行い、事案決定の手続に不備がないよう起案者に指導することにより、組織のチェック体制を強化し、再発防止に努める。 指導・注意事項（休暇、旅行命令、執行手続、契約、契約履行に関する誤り及び不備）については、起案者、承認者及び決定権者のいずれも、新たな内部情報システムのマニュアルや各所管課の発出通知等の確認を徹底するよう改めて周知する。さらに、マニュアルや通知について、職員間で、情報を共有し、共通認識を持つことにより、事務処理の誤り及び不備の発生防止に努める。

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
向上が必要不可欠である。 また、一方では、区政運営のスピード感が求められる昨今の社会経済情勢を踏まえ、区長、副区長、部長及び課長のそれぞれの権限と責任の分担のあり方を踏まえた事案決定規程の根本的な見直しを検討することも必要であるとする。 本指摘事項については、全庁を挙げた組織横断的な原因分析に基づく的確な解決策の実行による改善に取り組まれたい。 また、指導・注意事項については、今年度、庶務システム、財務会計システム及び文書管理システムが新たな内部情報システムへ移行したことに伴い、入力内容や操作手順の変更があったことが、その発生の一因となっていると考えられる。しかしながら、これらは研修の実施やマニュアル整備、チェック体制の構築により相当程度に予防できるものである。 今後は、事務処理マニュアルの早期整備・改訂と全庁的な職員への周知徹底のほか、休暇・旅費・財務会計等の事務処理に係るチェック体制の強化や職員への継続的な研修の実施などにより、誤りや不備の発生防止に取り組まれたい。	

令和7年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
第2 随時監査（その1） 7 監査委員意見 本工事は、「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき地域の児童数の増加等に早期に対応するための増築・改修工事であり、計画、設計、積算、工事監理、施工等の各段階において適切に実施されていることが確認された。 特に、クラウドシステムを活用した関係者間の情報共有やWEBカメラの設置による現場作業状況の遠隔確認など、DX化の取組による生産性の向上は評価できる。また、屋内運動場棟では、Low-Eガラスの導入や断熱材の吹付けなどによるエネルギー消費量の削減が図られたことは高く評価するものである。一方で、既存校舎の省エネ化が十分ではないことから、「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を実現するためにも、段階的な省エネ改修や運用改善の推進が望まれる。 本工事終了後は、新たに改定された「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき維持管理を行うものと思料するが、学校施設の特性を踏まえ、「予防保全」を効率的かつ効果的に実施し、経済性の観点から長期的なトータルコストの縮減等を図りつつ、維持管理が計画的に実行されることを期待する。	第2 随時監査（その1） 7 監査委員意見 既存校舎の省エネ化に関しては、定期的な設備更新時に高効率な機器選定などを進めることに加え、適切な機器使用などの運用改善を促していく。また、「墨田区学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理を実施していく。